大阪府は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定により、以下の指定障害児通 所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

- 1 指定取消し対象事業者
- (1) 法 人 名 株式会社Ark
- (2) 代表 者代表取締役 船道 真由
- (3) 法人所在地 大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁451番地一201号
- 2 事業所名及び所在地
- (1) 事業所名称 ちゅちゅ
- (2) 所 在 地 大阪府八尾市上之島町南四丁目41番2サラサ八尾西館1階
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス
- 3 指定取消し年月日 平成31年3月15日(金曜日)

4 指定取消しの理由

不正請求・虚偽の答弁 (法第21条の5の24第1項第5,7号)

管理者は、人員基準を満たしていないことを知りながら、児童指導員等加配加算を不正に請求し、受領していた。また、監査時に人員基準を満たしていないことを隠蔽するため、資格のない従業者に、児童指導員の資格を有する別の者の名を名乗るよう指示を行い、虚偽の答弁をさせた。